

赤穂市入札監視委員会
令和2年度第2回委員会議事概要書

開催日及び場所	令和3年1月29日(金) 市役所2階 204会議室	
委員	有田 伸弘 (関西福祉大学社会福祉学部准教授) 羽田 由可 (弁護士) 家根 次代 (税理士) 武内 隆幸 (兵庫県光都土木事務所副所長)	
審議対象期間	令和2年4月1日 から 令和2年9月30日 まで	
報告事項	(1) 入札状況 (2) 抽出案件について (3) 指名停止状況 (4) 談合情報等不正行為に係る情報及び対応状況 (5) 入札・指名停止等に関する苦情・申立ての状況 (6) 贈収賄事件について	
審議事項 (協議事項等)	(1)抽出案件の審議	
抽出案件	4件	案件名
一般競争入札	(工事) 1件	北野中浄水場着水井耐震整備工事 (水道部浄水施設担当)
	(委託)	
指名競争入札	(工事) 1件	赤穂城跡公園二之丸庭園整備工事 (建設部公園街路課)
	(委託)	
	(物品)	
随意契約	(工事)	
	(委託) 1件	赤穂城跡公園二之丸庭園整備工事監理業務委託 (建設部公園街路課)
	(物品) 1件	幹部職員用タブレットPC一式 (総務部行政課)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	【意見】 審査した4件とも契約は適切に行われている。ただし、赤穂城跡公園二之丸庭園整備工事監理業務委託(随意契約)における選定理由書記載内容については、第三者が客観的に理解できる内容とするべきであり、今後の契約において留意すること。	

意見・質問	回答
<p>報告事項</p> <p>(2)抽出案件について(審査対象案件)</p> <p>抽出案件の対象工事一覧表を見ると、随意契約の場合にも最低制限価格が設定されているが、特命随契(1者随契)の場合、最低制限価格未満の見積額で失格となってしまうのか。</p> <p>(6)贈収賄事件について</p> <p>入札監視委員会として今回の事件とはどのように関わっていきべきか。</p>	<p>赤穂市最低制限価格取扱要領に基づき、極端な低入札価格による受注を防止するため最低制限価格を設定しており、質問の場合も失格となる。</p> <p>現時点では、捜査中であり、入札・契約との関係性は不明である。事件については、今後の入札監視委員会に報告し、その中で入札・契約事務における改善点等についてご意見をもらうこととする。</p>
<p>審議事項</p>	
<p>①北野中浄水場着水井耐震整備工事(上下水道部浄水施設担当)</p>	
<p>本件以前に同様の工事が2件不落となっているが、その際には予定価格は公表されたのか。</p> <p>本件については、参加可能な業者が15者あるとのことであるが、1者しか参加していない。その原因はどこにあると考えられるか。</p> <p>本件のような1者のみによる入札に競争性はあると考えているか。</p> <p>開札結果を見ると第1回入札、第2回入札とある。どういうことか。</p> <p>第1回と第2回の期間の間隔はどれくらいか。</p> <p>条件付き一般競争入札とある。この条件とは何か。</p>	<p>当該案件に限らず、不落又は不調となった案件については予定価格は公表しない。</p> <p>工事の内容、時期、資格者の有無等で参加者の多い少ないが考えられるが、明白な理由はわからない。本工事については、改修施設を稼働しながら工事を実施しなければならず手間のかかることから入札参加者が少なかったのかもしれない。</p> <p>入札公告で公募し入札参加機会を公平に設けている。また、参加者数は開札後まで公表しないため1者入札であっても競争性は確保されたと考えている。</p> <p>初度の入札において、予定価格と最低制限価格の範囲内の入札がなければ予定価格を超えた入札者だけを対象に再び入札を実施することとしており、このことを再度入札と言う。開札結果では第1回、第2回と表示される。本件では、入札者が1者であるが、第1回(初度)の入札においてその者が予定価格を超過していた。そのため再度入札の通知を行い、第2回(再度)入札を実施したものである。</p> <p>通常は、第1回を午前中、第2回は同日の午後に開札している。本件の場合、第1回を午前10時10分に開札、第2回は同日の午後1時15分から開札した。入札書の締め切りは午後1時であった。</p> <p>本件では、本社の所在地が赤穂市であること、水道施設工事業の登録があり、経営規模等評価結果通知書の同工事の総合評点が1029点以下であること、配置予定技術者が水道施設工事業の主任(監理)技術者の資格を有すること等を条件とした。</p>

②赤穂城跡公園二之丸庭園整備工事(建設部公園街路課)

抽出案件の対象工事一覧表によると、別に入札している「赤穂城跡二之丸城壁整備工事」がある。内容は同じだと思うが、本件と一本化できないのか。

本工事は城壁工事のため、指名業者を石工事業の登録がある者としている。石工事業の登録業者は全部で何者あるのか。

別件の「赤穂城跡二之丸城壁整備工事」では、本件受注者とは異なるもう一方の指名業者が落札している。城壁工事はこの2者が交互に受注しているのか。

工事場所、工事内容は類似しているが国庫補助金の担当所管が文部科学省と国土交通省であり、市の担当課も別々であるため一本化せず実施しているところである。

石工事業の登録は市内に4者、市外に27者ある。その中で選定理由となった文化財石垣保存技術協議会に加入している技術者が確認できた業者は本件の2者のみである。

入札の結果、今回はそれぞれの業者となったものであり、意図的なものではない。

③赤穂城跡公園二之丸庭園整備工事監理業務委託(建設部公園街路課)

本件については選定業者1者のみであるが、当該業者を選定したことについて理由書に記載された以外に要因はあるのか。

本件の選定理由書に選定業者が委員会の「信頼も厚い」という言葉がある。これについては、何か不正行為につながるようなことを想像してしまうが、どういうことか。

本監理業務については、文化財の中でも国指定文化財としての特殊な制約がある中での工事監理業務であり、当該業者が参画して平成7年度に策定した赤穂城跡整備基本計画に則り、当初から工事監理業務を行っている。今後も、文化財としての特殊な技術、工法にて統一的に実施する必要があるため、豊富な知識や技術を有する当該業者のみの選定となった。

赤穂城跡公園は「赤穂城跡整備委員会」の専門委員から指導を受けながら工事を進めており、選定業者は履行実績が豊富なだけでなく、赤穂城跡公園整備に継続的に関わることによって、知識や技術を蓄積し、精通している。「信頼も厚い」とはこの継続性、蓄積性を表現したものであり、不正につながるものではない。

(監視委員会意見)

赤穂城跡公園二之丸庭園整備工事監理業務委託(随意契約)における選定理由書記載内容については、第三者が客観的に理解できる内容とするべきである。

④幹部職員用タブレットPC一式(総務部行政課)

物品の買入れについて随意契約できるとしている規定額はいくらか。

本件は、規定額を超えているにもかかわらず入札ではなく随意契約としたのはなぜか。

通常見積合せは何者で行うのか。

本件については、提示額の一番低い業者と契約している。価格以外に重視したポイントはあったのか。それがなければ指名競争入札で良かったのではないのか。

財務規則により、物品の買入れについては80万円以下である。

当該製品については、調達先が限定されていたこと。また、コロナ禍において迅速に配備する必要があったため随意契約とした。

物品の買入れの場合、通常は3者、多くても10者までとしている。

庁内の使用に限った情報端末の契約は経験もあり市の作成する仕様書等により、価格競争でも対応できると思うが、今回はリモートワークにも対応できるよう外部へ持ち出して使用することが前提にあった。庁外での情報管理等についてはノウハウがなく、仕様書等を作成できないため、価格以外の要素としてその点を提案してもらい、判断する必要があった。